

青色回転灯等を装備した自動車による自主防犯パトロール (青色防犯パトロール)

警察庁と国土交通省は、平成16年12月1日から、一定の要件を充足する場合には、自主防犯パトロールに用いる自動車に青色回転灯等を装備することを認めています。

その内容については、以下のとおりです。



○ 概要

緊急自動車等を除き、一般の自動車に回転灯等を装備することは法令により禁止されているところですが、警察から青色回転灯等を装備しようとする自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた団体については、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第49条の3の規定により、青色回転灯等の自動車への装備が認められるものです。青色回転灯等を装備した自動車を用いた自主防犯パトロールを「青色防犯パトロール」といいます。

○ 申請の対象となる団体

自主防犯パトロールを行う団体であって、次のいずれにも適合していることが必要です。

- 1 団体が次のいずれかに該当すること。
 - ① 県又は市町
 - ② 知事、警察本部長若しくは警察署長又は市町長(以下「知事等」という)から防犯活動の委嘱を受けた団体又は知事等から防犯活動の委嘱を受けた者により構成される団体その他の組織
 - ③ 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号の法人若しくは特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の法人又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の市町長の認可を受けた地縁による団体
 - ④ ①から③と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体
 - ⑤ 前記①から④までのいずれかから防犯活動の委託を受けた者
- 2 自主防犯パトロール活動の実績及び計画に照らし、継続的な自主防犯パトロール(原則として週1回以上の活動)の実施が見込まれること。
- 3 青色防犯パトロール講習を受講していること等から、自主防犯パトロールを実施しているときに予想される事案に対し、適切に対応できると認められること。
- 4 自主防犯パトロールが適正な方法により実施されると認められること。
- 5 団体又はその構成員が、次のいずれかに該当しないこと。
 - ① 違法行為を行うおそれが高いと認められる場合
 - ② 反社会勢力との関係が認められる場合

○ 手続の概要

- 1 警察署を經由して警察本部長に証明を申請
- 2 警察本部長から証明書、標章及びパトロール実施者証を交付
- 3 証明書の発行日から15日以内に運輸支局又は軽自動車検査協会において自動車検査証に「自主防犯活動用自動車」との記載を受ける。
- 4 青色回転灯を自動車に装備して自主防犯パトロールを開始

○ 青色防犯パトロール講習と情報の提供

- 1 青色防犯パトロールを行う予定の方又はすでに実施している方を対象とした、自主防犯パトロールを実施する上で必要となる基本的事項の習得や継続性を確保するための講習です。講習は、受講後おおむね3年が経過するまでに再度講習を受講する必要があります。
- 2 警察ではメールマガジンや広報誌、交番速報などを利用して活動に必要な情報を随時提供しています。青色防犯パトロールを実施する方は、これらの情報を年1回以上受け取っていただく必要があります。



○ 青色防犯パトロールの方法

- 1 青色回転灯等は、自動車の屋根に1個又は1体のみ装備することとし、マグネット等による着脱式も適応します。
- 2 自主防犯パトロールの実施時以外では、青色回転灯等を点灯させることはできません。(出発式、パレードなど、自主防犯活動の活性化に寄与するものとして、警察本部長が別途認めた場合は運行が可能です。)
- 3 自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示しなければなりません。
- 4 使用する青色回転灯等は、その直射光または反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げないものでなければなりません。
- 5 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、青色防犯パトロール中であることを証する標章を自動車の後方から見えるように掲示しなければなりません。
- 6 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、パトロールの実施者は、パトロール実施者証(青色防犯パトロール講習を受講した者に交付)を携行しなければなりません。(パトロール中の車両には少なくとも1人以上のパトロール実施者証所持者が乗車していることが必要です。)
- 7 警察本部長が認めたパトロール実施地域以外では、青色回転灯等を点灯した運行はできません。(デモストレーション、合同パトロールなど、自主防犯活動の活性化に寄与するものとして、警察本部長が別途認めた場合は運行が可能です。)
- 8 配達・通勤などの私的な業務を兼ねて行うことはできません。
- 9 防犯活動に藉口して自らの団体の存在をアピールしてはいけません。
- 10 原則として週1回以上の活動が必要です。
- 11 活動中に、急を要する事案や犯罪を目撃する等して通報又は対応した場合(好事例)は管轄警察署へ報告してください。(交通事故の発生は直ちに届け出る必要があります。)

○ 手続の詳細（証明申請から青色防犯パトロールの開始まで）

1 警察での手続

証明申請



審査



証明書・標章・
パトロール実施
者証の交付



青色防犯パトロールを行おうとする地域を管轄する警察署を経由して申請（窓口は生活安全課（生活安全・刑事課））

【申請に必要な書類】

- ・証明申請書
- 《添付書類》
- ・団体・青色防犯パトロールの概要
- ・青色防犯パトロール実施者名簿
- ・誓約書
- ・自動車検査証の写し、車両の塗色及び全体が分かる写真
- ・青色回転灯等の取付位置、灯火のおおむねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真
- ・取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料
- ・団体の名称、自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさや形状が分かる資料 等

※ 証明申請書提出までに、青色防犯パトロール講習の受講が必須。

2 運輸支局等での手続

自動車検査証
書換申請
（証明書発行日から
15日以内）



自動車検査証に
「自主防犯活動
用自動車」と記載

証明書の発行日から15日以内に、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所において申請（軽自動車の場合は、軽自動車検査協会）

【申請に必要な書類】

- ・書換申請書
- 《添付書類》
- ・警察が発行した証明書（写し可）
- ・使用者以外が申請する場合は委任状

3 パトロールの開始

青色回転灯等の取付



青色防犯パトロールの開始

青色回転灯等を点灯させて自主防犯パトロールを実施する場合は、次のことを守ってください。

- ・回転灯等は自動車の屋根に1個又は1体のみ装備
- ・自主防犯パトロール中以外は、回転灯を点灯しない
- ・自動車の車体に団体の名称、自主防犯パトロール中であることを明確に表示
- ・回転灯等は当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げないものを使用
- ・標章を自動車の後方から見える位置に掲示
- ・パトロール実施者証を携行
- ・認められた地域以外ではパトロールを実施しない

※チャート図の2と3は並行して行うことができます。

